

〇ひたちなか市市民活動サポートバンク・システム広告掲載要領

〔 令和元年8月8日 〕
〔 市民生活部長決裁 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、ひたちなか市有料広告掲載要綱（平成19年告示第42号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、ひたちなか市市民活動サポートバンク事業実施要綱（平成18年告示第158号）第2条第1項に規定する市民活動サポートバンク・システム（以下「システム」という。）を広告媒体として広告掲載を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) バナー広告 広告の内容を表す四角形の画像ファイル（G I F（アニメーションG I Fを除く。）、J P E G又はP N G形式の画像ファイルであって、おおむね30キロバイト以下のものをいう。）をシステムに表示し、当該画像ファイルから広告主が希望する他のホームページへのリンクが設定されているものをいう。
- (2) テキスト広告 広告の内容を表す文字列をシステムに表示し、当該文字列から広告主が希望する他のホームページへのリンクが設定されているものをいう。

2 広告に設定するリンク先のホームページは、広告掲載要綱第3条に規定する広告の範囲とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、縦60ピクセル、横120ピクセルの掲載枠内に掲載できる範囲のバナー広告又はテキスト広告とする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置は、市長が定める位置とする。

2 広告の掲載枠数は、市長が定める数とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月単位とする。

2 掲載期間は、掲載を開始した月の属する年度内に限り、延長することができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき、月額3,100円とする。

2 前項の掲載料は、広告掲載の決定後に一括して納付するものとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに、システムによる掲示その他の方法により行うものとする。

2 広告掲載の申込みは、電子メール、ファクシミリ、郵送その他の方法により受け付けるものとし、原則として、同一の申込者は、同時に複数の枠を申し込むことができないものとする。

(原稿の提出)

第8条 広告のデザインは、市長と事前に協議して作成するものとする。

2 広告の原稿は、市長が指定する記録媒体により、市長が指定する期日までに提出するものとする。

3 広告の作成及び原稿の提出に関する費用は、広告主の負担とする。

(リンク先の報告)

第9条 広告のリンク先のホームページアドレスは、広告掲載を開始する期日（リンク先の変更を希望するときは、当該変更を希望する期日）の7日前までに、市長に報告するものとする。

(ホームページの一時停止に伴う補償等)

第10条 広告主は、システムの公開が次に掲げる事由により一定期間停止される場合があることについてあらかじめ承諾し、停止に伴う損害の補償等を市長に請求しないことを誓約するものとする。

- (1) サーバ又はソフトウェア等の保守管理
- (2) 停電又は通信回線等の事故若しくは障害
- (3) その他やむを得ない事由

2 市長は、システムが閉鎖され復旧の見込みが立たないとき又はシステムの停止期間が長期間に及ぶときは、既に納付した広告掲載料のうち、広告掲載を行うことができなかった日数につき、日割り計算した金額を広告主に還付するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、制定の日から施行する。

付 則 (平成20年9月3日市民生活部長決裁)

この要領は、制定の日から施行する。

付 則 (令和元年8月8日市民生活部長決裁)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

1 改正後のサポートシステムバンク広告掲載料の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後のサポートシステムバンク広告掲載料について適用し施行日前のサポートシステムバンク広告掲載料については、なお従前の例による。

(準備行為)

2 この要領の施行に関し、必要な使用料の徴収その他の行為は、施行日前においても行うことができる。